# 第2章 河川の整備の実施に関する事項

# 第1節 河川の整備の前提

多摩川は、歴史的に河川工事と河川環境の調和に努力した管理がなされてきた河川である。 今後の河川の整備にあたっては、近年の新しい知見や社会的動向に応じ、一層河川工事と河 川環境が調和した円滑な河川管理を行う必要がある。このため、新しく河岸維持管理法線を 設定するとともに、それに応じた河川敷の区分と水面の区分の設定を行う。

# 第1項 河岸維持管理法線等の設定

## (1) 河岸維持管理法線の設定

本計画では、河道の形状、河川環境、河川敷の利用等に関する維持管理を適正に行うとともに、洪水による侵食から堤防を防護するため、その維持管理の目安となる点を縦断的に結んだ法線(以下、「河岸維持管理法線」という。)を、以下の3点を踏まえた上で、直轄管理区間全川において設定する。

- ①これまでの自然な川の流れを最大限尊重して、低水路の安定化を図る。
- ②現況の河川の流況や河川敷の利用状況等に配慮する。
- ③河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を行うため、方針で示した河道配分流 量規模の洪水を安全に流下できるよう配慮する。

設定した河岸維持管理法線については、堤防防護の観点から過去の堤防侵食被害の実態を踏まえた河川敷必要幅、河床勾配及び河川敷の利用状況、河川管理施設等による堤防への影響等を総合的に勘案し、地点ごとに河岸維持管理の重要度を区分する。

なお、堤防計画のない区間(おおむね小作堰上流にある必要堤防高より堤内地盤高が高い区間等)については、河岸の崩落等による河道埋塞等を回避するため、維持管理を行う上での目安としての河岸維持管理法線を設定する。

#### (2)維持管理河床高の設定

本川においては、将来の河床の異常低下等に備えて土砂動態をモニタリングしながら必要に応じ、維持管理すべき河床高(以下、維持管理河床高という。)を設定していく(表-2-1-1)。

現在は、最深河床高の経年変化に大きな変動がないことから直轄管理区間全川では設定を行わないが、下流部の河口から多摩川大橋の区間については、震災時の危機管理上想定される船舶の航行に必要となる範囲について維持管理河床高の設定を行う。

また、浅川においては、将来、計画高水流量を安全に流下させるため、いわゆる土舟を含む河床の掘削等の必要性が生じたときに具体的に検討し設定する。

		河口又は合流点	維持管理河床高	
河川名	地点名	からの距離(km)	T. P. (m)	A. P. (m)
多摩川	多摩川大橋	河口から8.5	-4. 33	-3. 20

表-2-1-1 主要な地点における維持管理河床高

注) T.P. (Tokyo Peil) : 東京湾平均海面

A. P. (Arakawa Peil):零点高=T. P. 零点高-1.13m

# (3) 特殊防護区間の設定

河道断面積・川幅に余裕が無く、河床勾配が急勾配なため、洪水発生時の河道内の澪筋の変動が著しい浅川の湯殿川合流地点(八王子市長沼町)より上流部については、河川整備計画目標流量を安全に流下させるだけでなく、洪水時に発生する高速流に対して水衝部を強固に防護する必要があるため、河岸維持管理法線間(河岸維持管理法線の澪筋側)についても、堤防の安全性の確保等のために必要な対策を実施する「特殊防護区間」とする。

# 第2項 河川敷の区分の設定

## (1) ゾーンの設定

多摩川の持つ個性を生かすことを基調とし、地域社会からの各種要請に配慮して、利用と保全の調和がとれた、より望ましい多摩川を創出するため、利用または保全の方針を示す5つのタイプのゾーンを設定する(図-2-1-1、図-2-1-2)。

①人工整備ゾーン(Aタイプ)

運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便益施設等の人工的施設を積極的に整備するゾーンである。

②施設利用ゾーン (Bタイプ)

人工的な施設が中心となるが、とくに堤外地の自然環境が優れている部分については、 自然的レクリェーション施設、文教施設を配慮する。

③整備・自然ゾーン (Cタイプ)

人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設等を配慮する。

④自然利用ゾーン(Dタイプ)

野草園、自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心に整備する。しかも若干の人 工的施設を配慮する。

⑤自然保全ゾーン(Eタイプ)

自然生態系の保全を目的としたゾーンであり、積極的な人工的利用を図るための施設は 原則として持ち込まない。

各ゾーンタイプは、自然系空間と人工系空間の面積比率に応じて設定されている(表-2-1-2)。

表-2-1-2 各ゾーンの自然系空間と人工系空間の面積比率の大枠

(単位:%)

	自然系空間の面積比率	人工系空間の面積比率	計
人工整備ゾーン	$0 \sim 2 \ 0$	100~80	100
施設利用ゾーン	$20 \sim 40$	80~60	100
整備・自然ゾーン	40~60	$6\ 0 \sim 4\ 0$	100
自然利用ゾーン	60~80	40~20	100
自然保全ゾーン	80~100	20~0	1 0 0

※人工系空間面積とは、機能空間区分の内②地先施設レクリェーション空間、③広域施設レクリェー

ション空間、④運動・健康管理空間の面積を加えたもの

※自然系空間面積とは、機能空間区分の内⑤自然レクリェーション空間、⑥文教空間、⑦情操空間、

⑧生態系保持空間の面積を加えたもの

## (2)機能空間区分の設定

5つのタイプのゾーンに応じ、具体的な利用または保全の内容を示す、8つの機能空間を設定する(図-2-1-1, 図-2-1-2)。

#### ①避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能 空間(②、③、④及び必要に応じ、他の機能空間と重複する場合がある。)。

#### ②地先施設レクリェーション空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリェーション空間を意味し、例えば児童 公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間(芝生、ベンチ、花壇などを主体と する。)。

## ③広域施設レクリェーション空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間(自由広場、 ねころび広場、催しもの広場、ボート場、交通公園などを主体とする。)。

#### ④運動·健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間(運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする。)。

#### ⑤自然レクリェーション空間

多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリェーション利用を望む広域及び、沿川住 民からの要請にこたえる機能空間(野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、 水遊び、ハイキングなどを主体とする。)。

## ⑥文教空間

多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請 にこたえる機能空間(自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする。)。

#### ⑦情操空間

身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し 沿川地域からの要請にこたえる空間(人為的な改変などを行わず、自然のままの状態で あるところ。)。

#### ⑧ 生熊系保持空間

全人類的見地から、学術的に価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このうち特に動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認める区域については、河川法に基づく区域指定を行い、本来の生態系の保全及び回復に努める。

機能空間区分は、河岸維持管理法線の堤防側の河川敷に設定する。ただし、⑦情操空間、 ⑧生態系保持空間については、河岸維持管理法線に関係なく自然状況を勘案して水際付近 まで機能空間区分の設定を行う。

定常的に土砂が堆積し治水上問題がある箇所については、機能空間区分の設定は行わない。

河岸維持管理法線の澪筋側については、洪水により地形が変化しやすいこと、および洪水等防止軽減に資する河川工事の必要性から、⑦情操空間と⑧生態系保持空間以外の機能空間区分の設定は行わず、また、堤防の維持管理上必要な堤防の法尻部も設定は行わない。

河川敷の利用に関しては、原則として堤防の法尻部および河岸部分のおおむね 10m程度と、河岸維持管理法線の澪筋側はグランド等の占用許可は行わない。ただし、澪筋側に相当な河川敷が既に存在し、当面、洪水等防止軽減に資する河川工事が必要とされない区間において、計画対象期間内に河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、多摩川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については、調整の上、占用を許可する。

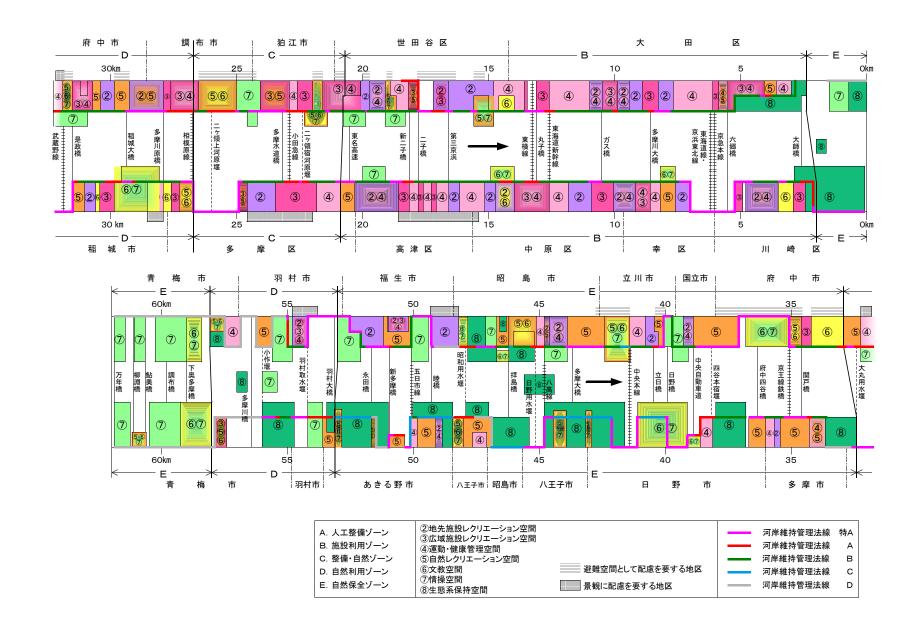
浅川の特殊防護区間(湯殿川合流点より上流区間)については、澪筋が安定しない河道特性のため、機能空間区分の設定は行わない。ただし、河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、浅川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については調整の上、占用を許可する。

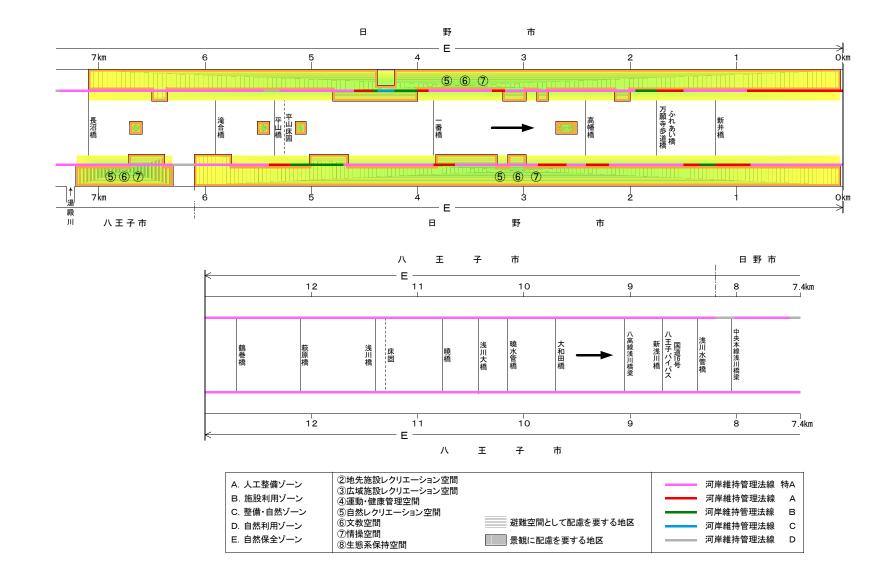
表-2-1-3 機能空間の自然系空間および人工系空間の面積比

	自然系 空間面積	人工系 空間面積	合 計
多摩川	760 (ha)	470 (ha)	1,230 (ha)
(本川)	[ 60 (%)]	【 40 (%)】	【100 (%)】

<sup>※</sup>数字については、概数である。

<sup>※</sup>人工系空間面積とは、機能空間区分の内②地先施設レクリェーション空間、 ③広域施設レクリェーション空間、④運動・健康管理空間の面積を加えたもの ※自然系空間面積とは、機能空間区分の内⑤自然レクリェーション空間、⑥文 教空間、⑦情操空間、⑧生態系保持空間の面積を加えたもの





# 第3項 水面の区分の設定

水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰(13.2km)までの区間について、河川敷における機能空間区分を考慮し、水面と水際に分けて具体的な利用又は保全の内容を示す空間を設定する(図-2-1-3)。

## (1) 水面の空間設定

#### ①船舶航行空間

原則として30~70mの幅をもって連続的に設定する空間であって、上・下流方向の移動を目的とする。動力船(機関を使用する船舶)が安全に航行することが可能な空間として河道形状を見て澪筋に沿った水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の航路となる。

## ②多目的利用空間

原則として、非動力船を主体とする空間であるが、船舶の現況利用等に考慮して、他船との 安全性の確保、水際利用者への配慮、自然環境への配慮等の条件つきで動力船の航行が可能 な澪筋に沿った水面と「船舶航行空間」と「水際の空間」の間の水面で、「緩衝空間」に設 定されている区域以外の水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の 航路となる。

なお、現況の河道状況から、水上オートバイの利用に当たっては、当空間で必要に応じて 利用域を定める。

# ③手こぎボート空間

手こぎ用ボート等の活動が盛んであって、原則として非動力船(機関を有しない船舶)が安全に航行することが可能な空間であるが、船舶の現況利用や将来的な船舶の航行を考慮して、水上バス等の公共性の高い船舶の航行が可能な空間である。「多目的利用空間」と「水際の空間」の間の水面に設定する空間。

#### ④緩衝空間

多摩川の水辺に分布する干潟や植生等の良好な自然環境を有効に保全するため、また、主として漁業操業が盛んな区域や船舶の発着が多く見られる区域での安全性確保のため、空間配置の設定における生態系保持空間の前面と、原則として船舶等の進入を控える空間として「水際の空間」と「船舶航行空間」の間の水面に設定する空間。

# (2) 水際の空間設定

#### ①水際活動空間

原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ30m程度の間の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が地先施設レクリェーション空間、広域施設レクリェーション空間、運動・健康管理空間に接するところに設定し、環境に配慮しつ、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際を利用した活動が安全に行える空間。

なお、ヨシ原等の自然植生及び干潟が分布するような箇所については、自然との調和を図

った利用を行う空間とする。

## ②自然利用空間

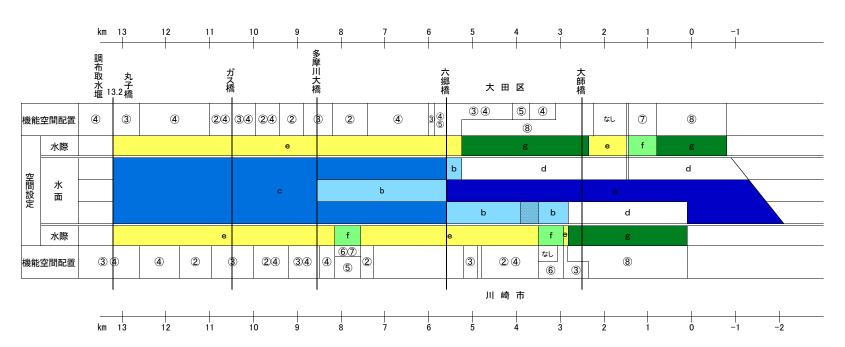
原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ30m程度の間、あるいは、河岸を中心に干潮時の水深が1m程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が自然レクリェーション空間、文教空間、情操空間に接するところに設定し、環境に配慮しつつ、自然的な環境を活用し、自然観察、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際活動が安全に行える空間。

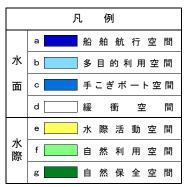
なお、良好な自然環境を呈している地区については、その保全に努める。

# ③自然保全空間

ョシ原等の自然植生及び干潟が分布する主な区域について、原則として河岸を中心に干潮時の水深が1m程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において生態系保持空間並びに水際に大規模な干潟等が存在するところに設定する空間であって、良好な自然的な環境を有効に保全し、動植物の生息環境に資する空間。

なお、バードウォッチングにみられるような自然観察等の水際活動については可能な空間 とする。





注):水上バイク利用域